



国住指第452号
平成30年5月15日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築確認手続きにおける建築士及び建築士事務所の関与の有無の確認について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただきしておりますことを感謝申し上げます。

現在、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）等に基づき、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案の再発防止を図る観点から、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無の確認をお願いしているところであります。

今般、建築士でない者が設計等を行い、建築確認手続きの際に、実際には関与していない実在する建築士及び建築士事務所の名を無断で使用し、虚偽の建築確認申請を行った事案が発生したところです。

このため、同様の事案の再発防止を図る観点から、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で、建築主の代わりに確認申請を行う者が建築士でなく、当該申請を行う者が確認申請書の設計者欄に記載されている建築士事務所に所属していない場合等において、確認申請書に記載されている建築士事務所に連絡することや、建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを提出されること等により、建築士及び建築士事務所の関与の有無を確認していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。